

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		令和5年9月30日					
京都府城陽市寺田大谷135-1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 富士高分子株式会社 代表取締役社長 田代加平 電話番号： 0774-53-3131					
主たる業種	ダップ化粧板の製造販売業	細分類番号	1 2 9 9				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	品質・環境方針/環境マネジメントシステム						
計画を推進するための体制	ISO委員会/ISO推進事務局						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,110.2 トン	2,125.1 トン	2,189.9 トン	2,334.1 トン	5.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,989.6 トン	1,825.1 トン	1,889.9 トン	2,014.4 トン	-4.0 パーセント	
	目標の根拠	売上増加の見込み。それに比例してエネルギー使用量も増加。一方で令和5年度にガスボイラーを更新することにより、ガス使用量削減の効果を見込んでいる。コロナ禍の影響でここ数年売上が落ち込んでいた為、超過削減量を考慮したことで、-4.0%を見込んでいる。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (総生産高)	61.70	57.31	56.69	56.65	-7.81 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	売上と共に総生産高は増加見込みだが、ガスボイラー更新の効果で原単位当たりのエネルギー使用量は-7.81%を見込んでいる。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	ガスボイラー更新					
	令和6年度	新たな取り組み予定なし。					
	令和7年度	新たな取り組み予定なし。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	最寄り駅他と会社間を毎朝1便、夕方1~2便の送迎バスを用意、運用している。					
	上記の措置を採用する理由	弊社の立地条件では公共交通機関で通勤するのは困難な為、自動車、バイク等の使用を控える措置は積極的に実施していない。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①2022年4月1日SGDs宣言を行い、CO2他温暖化ガスの排出削減への取り組みを開始した。 ②毎月1回、周辺道路のクリーンアップを従業員が行い、道路上だけでなく、周辺の緑地のゴミを回収し保全に務めている。						
特記事項	超過削減量の差引は、令和5年度に300トン、令和6年度に300トン、令和7年度に319.734トン使用する。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。